ACSES ニュースレター_２３８４号（2022 年 9 月 22 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇香料工場事故３人死傷　製造作業中、ＣＯ中毒か　群馬・板倉町<新聞報道>
◇岩国市の日本製紙で火災<新聞報道>
◇労働災害発生状況<厚生労働省>
◇MDMA で錯乱の女性を放置、死なせた疑い　ベトナム人４人を逮捕<新聞報道>
◇「今年は異常」　猛毒のカエンタケが大量発生　ナラ枯れが引き金か<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・香川大学で事務室の一部が焼ける　パソコン関連機器の周辺から出火か<放送報道>
・次世代医療基盤法の認定事業者による医療情報の不適切取得事案について<内閣府>
・女子高生にわいせつ疑い　福岡大助教を逮捕―熊本県警<Web 報道>／わいせつ処分教員２００人　前年度比減も、依然多く―文科省<Web 報道>
◇事故、事件の続報
・日野、国交省の聴聞に「意見はない」と陳謝---大型トラックの型式指定取消し<Web 報道>
・女子受験生に保護観察処分　大学共通テストの問題流出<Web 報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について～薬物乱用の根絶に向けた啓発を強化します～<厚生労働省>
・家庭用品品質表示法に係る告示改正についての答申<消費者庁>
・三井金属への賠償命令確定　神岡鉱山じん肺訴訟<Web 報道>
・シャープエアコン発火の恐れ　無償点検、修理１万３千台<Web 報道>
・トランポリンパークでの事故に関する消費者安全法第 38 条第１項に基づく注意喚起を行ないました。<消費者庁>／「跳躍器具」に注意、事故多発　消費者庁が施設名公表<Web 報道>
・ゴーカート暴走で２歳男児死亡　防ぐことはできなかったのか？　運営にいくつかの問題点が浮上<放送報道>
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定に基づき、特定災害対策本部を設置する件（内閣府告示第81号）<官報>
・岩手の死者7100人と想定　日本海溝地震、大震災を上回る<Web報道>
[福島原発事故]
・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）<厚生労働省>
[2]［特集］新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 292 号）<官報>
[4] 健康安全

弁慶草（ベンケイソウ）

◇有料喫煙所は喫煙所難民の救世主になり得るか？「吸う場所にもお金がかかる」問題への様々な意見<Web 報道>

[5] 麻薬・覚醒剤・大麻類

◇令和五年度産あへんの収納価格を定める件（厚生労働省告示第 289 号）<官報>

◇令和五年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（厚生労働省告示第 290 号）<官報>

[6] 廃棄物関係

◇ファミマ、プラ製フォーク提供を原則廃止へ　希望者には代わりに竹箸<新聞報道>

[7] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件

[8] その他省庁発表　３件

[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］ 10 件

[10] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：４件　◇その他：１件

[付録]

◇オナラの“ゆで卵みたい”なにおいの原因は? 腸内ガスのくわしい成分オナラの“ゆで卵みたい”なにおいの原因は? 腸内ガスのくわしい成分<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇香料工場事故３人死傷　製造作業中、ＣＯ中毒か　群馬・板倉町

＜上毛新聞　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.jomo-news.co.jp/articles/-/175460

15 日午前 11 時 5 分ごろ、群馬県板倉町大蔵の食品香料製造会社の板倉工場で、社員から「従業員が体調を崩している」と 119 番通報があった。工場内で香料の製造作業に従事していた社員 3 人が体調不良を訴えて病院に運ばれ、栃木県佐野市の男性（48）が死亡したほか、男性社員（30）＝同町＝が意識不明の重体、男性社員（41）＝群馬県館林市＝が軽傷。タンク内から高濃度の一酸化炭素（CO）が検出されており、群馬県警館林署は中毒になったとみて調べている。

同署などによると、3 人はコーヒー豆を熱して出る蒸気を冷却して香り付きの液体にし、円柱状のタンク（直径約 120 センチ、高さ約 170 センチ）に移す工程で作業していた。

死亡した男性と意識不明の男性は何らかの原因でタンク内にいた。軽傷の男性が大声でタンク内にいる 2 人に気付き、タンク上部の直径約 45 センチの穴から救出した。当時、タンク内に液体はなかったという。2 人は搬送時、意識がない状態だったとみられる。軽傷の男性もその後、体調不良を訴えた。

通常はタンク内に入ることはないといい、同署は当時の状況や原因を詳しく調べている。

◇岩国市の日本製紙で火災

＜中国新聞　2022 年 9 月 18 日＞　https://www.chugoku-np.co.jp/articles/-/216436

18 日午後 5 時 40 分ごろ、山口県岩国市飯田町の日本製紙岩国工場で「工場内の設備のコンベヤーの上部から火が見える」と同工場社員から 119 番があった。岩国地区消防組合と同工場によると、自家発電用のバイオマスボイラーの燃料をためる設備が燃え、消防車など 7 台が出動した。けが人はいないという。

◇労働災害発生状況

＜厚生労働省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=096ffZB9IsEwgD0pY

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和４年）

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏抜き	おぼれ	高温・低温物との接触	有害物との接触	感電	爆発	破裂	火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他	分類不能	合計
全産業	131	20	2	35	29	36	77	3	0	8	21	6	5	2	0	10	65	6	0	6	0	462
製造業	15	0	1	9	5	4	34	1	0	2	3	2	2	2	0	9	5	0	0	1	0	95
鉱業	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設業	64	6	0	12	15	17	23	1	0	0	10	3	2	0	0	1	14	0	0	0	0	168
交通運輸事業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	3
陸上貨物運送事業	14	0	0	5	3	0	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0	49
港湾運送業	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
林業	1	1	0	1	1	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
農業、畜産・水産業	5	0	0	1	1	0	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14
第三次産業	29	13	1	6	4	4	12	1	0	3	5	1	1	0	0	0	25	5	0	4	0	114
商業	10	5	1	4	2	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	16	1	0	0	0	44
うち小売業	4	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	23
金融・広告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
通信	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	7
うち社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	5
接客・娯楽	3	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	8
うち飲食店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
清掃・と畜	7	1	0	1	1	0	6	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	19
警備業	3	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	13
その他	5	6	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	4	0	1	0	21

（注）　　死亡災害報告より作成したもの。

◇MDMA で錯乱の女性を放置、死なせた疑い　ベトナム人４人を逮捕

＜朝日新聞　2022 年９月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9P3W0FQ9PUTIL00C.html

東京都文京区の路上で倒れていたベトナム国籍の女性（当時 23）が死亡する事件が今年５月にあり、この女性が薬物で錯乱状態となっていたのに放置して死なせたとして、警視庁は、同国籍の 21～27 歳の男女４人を保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕し、21 日発表した。４人のうちの一部は「警察や救急車を呼べば自分たちの薬物摂取もばれてしまうと思った」と話しているという。

国際犯罪対策課によると、４人は５月２日午前２時ごろからの約 40 分間、同区湯島３丁目のクラブで一緒に合成麻薬「MDMA」を服用した女性が薬物中毒で錯乱状態になっていたのに救急車を呼ばず、適切な医療措置を受けさせずにそのまま死なせた疑いがある。女性の死因は急性 MDMA 中毒と気道閉塞（へいそく）による窒息だった。

その後に４人のうちの１人が…

◇「今年は異常」　猛毒のカエンタケが大量発生　ナラ枯れが引き金か

＜朝日新聞　2022 年９月 20 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9M7F5ZQ95PUUB007.html

触るだけで皮膚がただれることがあり、食べると最悪の場合は死に至る猛毒のキノコ「カエンタケ」が鳥取県西部の大山周辺で大量発生している。２年前、この地域で広がった過去最悪のナラ枯れ被害が引き金になったとみられ、関係者からは「今年は異常だ」との声も漏れる。

８月 15 日、県自然保護監視員の西田勝造さん（63）が大山町で登山道の巡回をしているとき、土や木の茶色の風景の中に、小さな赤色があるのが、ぱっと目に入った。

日頃、登山道が崩れたり、倒木があったりしないか見て回っているが、この時期は枯れたナラの切り株などに特に気をつけていた。枯れたナラの木から、猛毒のカエンタケが生えることがあるためだ。

西田さんが見つけた赤いものは、やはりカエンタケだった。ナラ枯れを引き起こすキクイムシを封じ込めるために切り株を覆っていたビニール越しにも、カエンタケが点々と見えた。

15 日に見つかったカエンタケは９個。これは始まりにすぎなかった。

大山町でカエンタケが見つか…

◇その他の事故、事件

・香川大学で事務室の一部が焼ける　パソコン関連機器の周辺から出火か

＜KSB 瀬戸内放送　2022 年９月 20 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/6194e37230586764710e35f410b84b6ac2e734d6

20 日未明、高松市の香川大学で事務室の一部が焼けました。けが人はいませんでした。

20 日午前３時 10 分ごろ、高松市の香川大学幸町キャンパスで、火災報知器が鳴っていると近所の人から 119 番通報がありました。火が出たのは鉄筋３階建ての「教職支援開発センター」の１階にある事務室で、消防が約１時間後に火を消し止めました。けが人はいませんでした。

警察と大学によりますと、出火当時、建物内に人はおらず、鍵がかかっていました。

パソコン関連機器の周辺が特に焼けているということで、警察と消防が火事の原因を調べています。

・次世代医療基盤法の認定事業者による医療情報の不適切取得事案について

＜内閣府　2022 年９月 20 日＞　https://www8.cao.go.jp/iryou/nintei/nintei/jigyousha.html

https://www8.cao.go.jp/iryou/nintei/nintei/pdf/220920ldi.pdf

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（以下「次世代医療基盤法」という。）の認定事業者である一般社団法人ライフデータイニシアティブ（以下「ＬＤＩ」という。）が保有し、認定受託事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「ＮＴＴデータ」という。）が管理するデータベースに、同法で定める本人への通知を行わずに提供された医療情報が含まれていたことが判明したため、同法に基づき、本日付けで事案の詳細や経緯、対応状況等について２週間以内に報告するよう求めました。

なお、認定事業者から第三者への医療情報の提供にあたっては、同法に基づき、特定の個人が識別できないよう匿名加工が施されます。匿名加工された情報には個人情報が含まれません。

１．事案の概要

以下の内容は事業者からの聞き取り等による速報ベースのものであり、今後、正式な報告徴収の結果、変更がありうる。

〇次世代医療基盤法に基づきＬＤＩが保有するデータベースに、次世代医療基盤法第 30 条に基づく本人への通知を行わずに提供された医療情報（約９万５千人分（精査中））が含まれていたことが判明した。

※次世代医療基盤法は、国が認定した事業者（認定事業者）が、個人の医療情報を匿名加工した上で、医療分野の研究開発における活用を促進するための法律。

※　認定事業者が医療情報を取得するには、提供元の医療機関等が本人に対して事前に通知をすることが必要。

〇本事案は、各医療機関からＬＤＩに対して医療情報の提供を行う業務を受託していたＮＴＴデータが作成したプログラムの誤りにより、本人への通知を行っていない医療情報が誤ってＬＤＩに提供されたことが原因と考えられる。

〇なお、認定事業者から第三者への医療情報の提供にあたっては、同法に基づき、特定の個人が識別できないよう匿名加工が施される。匿名加工された情報には個人情報が含まれない。

２．報告を求めた事項

〇主務省庁（内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省）からＬＤＩ及びＮＴＴデータに対し、１０月４日までに以下の事項を報告等するよう求めた。

（１）発生した事案の詳細及び経過

（２）事案の原因

（３）既に講じた措置及び対応の詳細

（４）再発防止策

※　なお、ＬＤＩ及びＮＴＴデータに対しては、現在、全ての新たな医療情報の取得及び第三者への提供の停止を要請している。

３．今後の予定

〇 報告の内容を踏まえ、厳正に対処する。

・女子高生にわいせつ疑い　福岡大助教を逮捕―熊本県警

＜時事ドットコム　2022 年 9 月 21 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022092100312&g=soc

女子高校生にわいせつな行為をしたとして、熊本県警荒尾署は２１日までに、県少年保護育成条例違反の疑いで、福岡大助教の坂口洋平容疑者（３７）＝福岡市中央区梅光園＝を逮捕した。容疑を認めているという。

逮捕容疑は６月１８日午前､熊本県内のホテルで当時１７歳と知りながら女子生徒とみだらな行為をした疑い。

同署によると、２人はインターネット交流サイト（ＳＮＳ）を通じて知り合ったという。女子生徒の学校関係者が把握し、県警に通報した。

福岡大は「事実関係を確認し、調査の上、厳正に対処する」とコメントした。

・わいせつ処分教員２００人　前年度比減も、依然多く―文科省

＜時事ドットコム　2021 年 12 月 21 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021122100845&g=soc

---

◇事故、事件の続報

・日野、国交省の聴聞に「意見はない」と陳謝---大型トラックの型式指定取消し

＜Response　2022 年 9 月 20 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/365902e30e7a17668ede53d8ee9349d7c03ca2fb

国土交通省は、日野自動車に対するエンジン認証に関する追加で発覚した不正行為に関する聴聞を実施し、日野は意見がないと回答、型式指定を取り消す処分を受け入れる方針を示した。日野が 9 月 16 日に発表した。

今回の聴聞は、日野が国土交通省に対して報告した８月２日の不正に関する調査結果と再発防止策、その後の国土交通省の立ち入り検査で発覚した不正に関して、追加で型式指定を取り消す手続きの一環で実施した。
聴聞には日野の小木曽聡社長が出席して陳謝した。
型式指定が取り消されるのは大型トラック用エンジン１機種と建設機械用エンジン３機種。型式指定を取得するための排出ガス性能長距離耐久試験で、特別な制御プログラムを使用して排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠がないにも関わらず、満たしていると評価、不正に型式指定を取得していた。
日野では「人流や物流という社会インフラに関わる立場でありながら、長きにわたる不正行為により関連法令に違反し、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を裏切り、多大なご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫びします」とコメントしている。

・女子受験生に保護観察処分　大学共通テストの問題流出
＜共同通信　2022 年 9 月 20 日＞　https://nordot.app/944874662550945792?c=39546741839462401
　大学入学共通テスト問題の流出事件で、大学入試センターの業務を妨害したとして、偽計業務妨害容疑で書類送検された後、家裁送致された女子受験生（19）について、大阪家裁は 20 日、保護観察処分の決定を出した。
　東京地検は３月、偽計業務妨害容疑で書類送検されていた女子受験生を東京家裁に送致。その後、大阪家裁に移送されていた。在宅での調査となったため、大阪府内の大学に通いながら東京都内の有名私立大を目指していた受験生の生活環境などを考慮したものとみられる。受験生は容疑を認めていた。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について**
～薬物乱用の根絶に向けた啓発を強化します～
＜厚生労働省　2022 年 9 月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=RaDuUUVR1jd0GePXY
厚生労働省は、都道府県と共催して、10 月１日(土)から 11 月 30 日(水)までの２か月間、「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」を実施します。
　令和３年の我が国の大麻事犯の検挙人員は、８年連続で増加し、過去最多を更新しました。このうち、30 歳未満の若年層が約７割を占めており、大麻乱用期であることが確実と言える状況です。
　麻薬、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物の乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、さまざまな事件や事故の原因になるなど、公共の福祉に計り知れない危害をもたらします。一度でも薬物に手を出さない・出させないことは極めて重要であり、国民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。
　この「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」は、薬物の危険性・有害性をより多くの国民に知っていただき、一人ひとりが薬物乱用に対する意識を高めることにより、薬物乱用の根絶を図ることが目的です。
「麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動」の概要
・実施期間 令和４年 10 月１日（土）から 11 月 30 日（水）までの２か月間
・実施機関 主 催：厚生労働省、都道府県
　　後 援：内閣府、警察庁、法務省、最高検察庁、財務省税関、文部科学省
　　海上保安庁、公益財団法人麻薬・覚せい剤乱用防止センター
・主な活動 例年実施している麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動地区大会は、新型コロナウイルスの影響により、地域の実情に配慮した上で下記活動を実施します。
　●正しい知識を普及するためのポスター、パンフレット等の作成・掲示
　●薬物乱用防止功労者の表彰

・家庭用品品質表示法に係る告示改正についての答申
＜消費者庁　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.cao.go.jp/consumer/content/20220916_toshin.pdf

---

・三井金属への賠償命令確定　神岡鉱山じん肺訴訟
＜共同通信　2022 年 9 月 20 日＞　https://nordot.app/944916717704478720?c=39546741839462401

岐阜県飛騨市の神岡鉱山でじん肺になったのは、会社側の粉じん対策が不十分だったためだとして、富山、岐阜両県の元作業員ら８人が三井金属と子会社の神岡鉱業に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第１小法廷（安浪亮介裁判長）は、会社側の上告を受理しない決定をした。15 日付。じん肺と認定した６人を含む全員に計約１億２千万円の支払いを命じた二審判決が確定した。

2020 年の一審岐阜地裁判決は、３人のみをじん肺と認定。残る５人にも一定の健康被害があるとして会社側に計約９千万円の支払いを命じた。21 年の二審名古屋高裁判決は、新たに３人をじん肺と認定し、賠償総額を引き上げた。

・シャープエアコン発火の恐れ　無償点検、修理１万３千台

＜共同通信　2022 年９月 20 日＞　https://nordot.app/944890382230355968?c=39546741839462401

シャープは 20 日、エアコン「エアレスト」約１万３千台を対象に無償で点検や修理を行うと発表した。室内機の中にある制御基板から発煙、発火する恐れがある。基板の部品配置が近接しているため、電流を送ると過度に負荷がかかる可能性があるという。

無償点検・修理の対象は機種名が「AY―L22P―W」「AY―L25P―W」「AY―L28P―W」「AY―L40P―W」の製品のうち 2019 年 11 月～20 年７月に生産されたもの。

申し込みは電話やシャープのホームページで受け付ける。問い合わせは通話無料のシャープエアコン点検受付センター、電話（0120）251340。

・トランポリンパークでの事故に関する消費者安全法第 38 条第１項に基づく注意喚起を行ないました。

＜消費者庁　2022 年９月 20 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030304/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms205_220920_01.pdf

特定のトランポリンパーク 1 を中心に事故が続いています！

― 施設から注意をされなくても、宙返り等の危険な行為は止めましょう ―

（消費者安全法第 38 条第１項に基づく注意喚起）

消費者庁では、令和２年 12 月以降、トランポリンパークでの事故について注意喚起を行ってきましたが、その後も、特定のトランポリンパークを中心に事故が発生しているため、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 38 条第１項に基づき、注意を呼び掛けます。

トランポリンパークでは、体を動かして跳躍する楽しさから夢中になりがちですが、注意事項を守って正しく利用しないと、落下や転倒、衝突により骨折や神経損傷等の重大な事故につながるおそれがあります。

①遊ぶ時に注意すること

☑ 遊戯施設の利用規約や禁止事項をよく確認し、正しく使用しましょう。

以下の注意事項は、その施設で禁止事項とされていなくても、自身の安全を確保するため、必ず守りましょう。

☑ トランポリンを利用する際は、いきなり高く跳ぶことや、宙返りなどの危険な行為はやめましょう。

☑ 公式競技にも使用されるような、高く跳躍できるトランポリンを使用する際は、危険性を理解した上で、無理のない範囲で使用しましょう。

☑ １つのトランポリンは１人ずつ使用しましょう。

②施設を選ぶときに注意すること

☑ 監視員が配置され、十分に監視をしているか確認しましょう。

1　本公表においては、大規模で複数のトランポリンが設置されている遊戯施設を「トランポリンパーク」といいます。

なお、消費者庁が、令和２年 12 月から令和４年８月 31 日までの間に消費者安全法に基づく通知 2 を受けて公表したトランポリンパークを利用中の事故 22 件のうち、約６割（14 件）が、「てんとう虫パークＢＩＧＳＴＡＧＥ河内長野店」（所在地：大阪府河内長野市原町四丁目２番３号）において発生したものでした。

消費者庁が同店で事故に遭った利用者に聞き取り調査を行ったところ、調査対象者の事故は、トランポリンや体操の経験のない利用者が宙返り等の危険な行為をしたことによるものや、競技用トランポリンで高く跳躍した際に空中でバランスを失ったことによるもの、１つのトランポリンで同時に複数人が跳躍したために予期した以

上に高く跳躍することになって空中でバランスを失ったものなど、前述の注意事項に関連するものでした。同時に、宙返り等の危険性についての同店での説明は利用者にとって印象に残るものではなく、また、宙返り等の危険な行為をしても店側から止めるよう注意はなされず、利用者は、事実上、制約なく宙返り等の危険な行為を行えていたことが窺われました。

同店は、消費者庁に対し、許可なく宙返りをすることを禁止し、係員による監視をしていると説明していますが、同店での事故件数や利用者からの聞き取り内容を踏まえると、実際には、禁止事項についての説明や、利用状況の監視等の事故防止の取組が、不十分であることが窺われました。

施設側が監視や注意をしていなかったとしても、自分の技量を過信して宙返り等の危険な行為をしないようにして下さい。

・「跳躍器具」に注意、事故多発　消費者庁が施設名公表
＜共同通信　2022 年 9 月 20 日＞　https://nordot.app/944892397520453632?c=39546741839462401

トランポリン競技のような跳躍を体験できる器具による事故が特定の遊戯施設で相次いでいるとして、消費者庁は 20 日、消費者安全法に基づいて施設名を公表し「施設から注意されていなくても宙返りなどの危険な行為はやめ、器具は１人ずつ使ってほしい」と呼びかけた。

施設は大阪府河内長野市「てんとう虫パーク BIGSTAGE 河内長野店」。消費者庁によると、「トランポリンパーク」と呼ばれる遊戯施設での事故は、同庁が 2020 年 12 月から今年 8 月までに公表した 22 件のうち、14 件がこの施設で発生していたという。宙返りをして落下した際にすねや腰の骨を折るなどの事例があった。

・ゴーカート暴走で２歳男児死亡　防ぐことはできなかったのか？　運営にいくつかの問題点が浮上
＜HTB 北海道ニュース　2022 年 9 月 19 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/721666dbac9697e7410f50f648326678bd68ef66

道南の森町で１８日、ゴーカートが観客に突っ込み２歳の男の子が死亡した事故。一体なぜ事故は起きたのか？いくつかの問題点が浮かび上がってきました。

突然、観客に突っ込んだゴーカート。事故直後に撮影されたのは救急隊員が到着し、騒然となった現場。カートの前の部分は壊れているように見えます。

「ゴーカートが暴走し、けが人が出ている」。

３連休中日の１８日、道南・森町の車の体験イベントで起きた事故。１１歳の女の子が運転するゴーカートが、コースを外れて見物客に突っ込みました。

この事故で、函館市の吉田成那ちゃん（２）が意識不明の状態で病院に運ばれ、１９日午前、死亡が確認されました。他にも、４歳の男の子２人がけがをしています。

事故が起きたゴーカートコーナーは、千歳市でレンタルカート施設を経営する「新千歳モーターランド」が運営していました。なぜ、事故は起きてしまったのでしょうか。

イベント会場に設けられたのは、１周およそ２００ｍのコース。女の子は身長１４０ｃｍ以上が対象の大人用のカートを１人で運転し、事前に講習も受けていました。

異変が起きたのは、数回コースを回った後、ゴールの直前でした。

新千歳モーターランド・九谷田聡さん：「通常はアクセルを離してブレーキを踏んで減速しないといけないが、アクセルを踏みっぱなしになっていたという状況。手を伸ばして、体を引っ張ってとかアクセルペダルを引っ張ってとか、そのようなことをしようとしたんですが（アクセルが）全開でしたので」。

コースの一部には頑丈なプラスチック製のブロックが置かれていましたが、観客の前には三角コーンやポールしかありませんでした。

こちらは、空知の南幌町にあるサーキットクラブ。今回の事故について、安全対策の不備を指摘しています。

南幌カートスポーツクラブ・桜井泰己さん：「(コーンやポールは）軽い物になるので、車を止める効果はない。そういうものでエリア分けをするのは危険」。

今回、１１歳の女の子が乗ったゴーカートが、「大人用」だったことについても…。

南幌カートスポーツクラブ・桜井さん：「子ども用のレンタルカートには、遠隔でスイッチを押すとカートが止め

ることができる物もある。パニックになると、手も足も突っ張るはず。そうなるとアクセルが全開になる」。
右足でアクセル、左足でブレーキを踏むタイプが多いゴーカート。実際に記者が乗ってみると。
須藤真之介記者:「いまアクセルとブレーキを同時に踏んでいるんですが、止まらず前に進んでしまっています」。
連休中に、子どもたちが楽しむはずのイベントで起きた悲劇。警察は、女の子がアクセルを踏み続けていたとみて調べています。

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・災害対策基本法第二十三条の三第一項の規定に基づき、特定災害対策本部を設置する件（内閣府告示第81号）

［官報］ 令和4年9月17日　特別号外　第80号　1頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220917/20220917t00080/20220917t000800001f.html

---

・岩手の死者7100人と想定　日本海溝地震、大震災を上回る

＜共同通信　2022年9月20日＞　https://nordot.app/944895542889381888?c=39546741839462401

岩手県は20日、太平洋側の巨大地震で最大クラスの津波や揺れが発生した場合の被害想定案を公表した。日本海溝沿いの地震で死者を最大7100人と想定しており、県内で関連死を含め6千人超の死者・行方不明者が出た東日本大震災を上回る。死者のほとんどが津波によるもので、早期避難を徹底すれば約8割減らせるとした。

国は昨年12月、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により7道県で最大19万9千人が死亡、うち岩手県の死者が1万1千人に達するとの被害想定を公表。国は早期避難者を2割と想定したのに対し、県は東日本大震災時の実績を基に約5割として計算、死者数が国の想定を下回った。

[福島原発事故]

・原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除（原子力災害対策本部長指示）

＜厚生労働省　2022年9月20日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q6bnBegFWrlI-EPRY

本日、原子力災害対策本部は、青森県に対し、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限の指示がなされていた以下の品目について、出荷制限の解除を指示しました。

（１）鰺ヶ沢町において産出された野生キノコ類（ムキタケに限る。）

（２）階上町において産出された野生キノコ類（クリタケモドキに限る。）

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年9月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V7L8Q1dDxCVmC_LFY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年９月21日版）

＜厚生労働省　2022年9月21日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=qUwCvam9OtuY9QM7Y

◇コロナ「第7波」、なぜ下火に？　　ワクチン・感染免疫が奏功か　冬にインフル同時流行も

＜時事ドットコム　2022年9月20日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022091900321&g=soc

新型コロナウイルス流行の「第7波」がピークを越えたとの見方が強まっている。

新規感染者数は8月中旬に過去最多の26万人超となった後に急減し、現在はその3割弱にとどまる。ワクチン接種や自然感染で獲得した免疫が要因とされるが、冬にかけてインフルエンザと同時流行する恐れもあり警戒が必要だ。

今夏の第7波では、感染力が強いオミクロン株の派生型「BA. 5」が主流になった。累計感染者数は7月14日に1000万人に達し、2カ月弱後には2000万人を超えた。

新規感染者は8月19日に26万923人を記録したが、以降は減少し始めた。厚生労働省専門家組織によると、

今月 13 日までの 1 週間の感染者数は前週比 76%に減った。一部地域で減少速度の鈍化はあるが、こうした傾向は続く見通しだ。

行動制限がない中の急減について、同組織座長の脇田隆字・国立感染症研究所長は「ワクチンと感染による、一過性の集団的な免疫が大きく影響した可能性がある」と指摘。東京医科大の浜田篤郎特任教授（渡航医学）も「第 7 波はピークを越えたとみていい。3 回接種率は 65%を超えており、ワクチンと感染の両方を経験して獲得する『ハイブリッド免疫』の効果も大きいのでは」と分析する。

一方、今冬の感染状況を予測する際に問題となるのがインフルエンザだ。日本では過去 2 シーズン流行せず、免疫のない人が増えた恐れがある。日本と季節が逆のオーストラリアでも過去 2 年間流行しなかったが、今年は患者が急増した。同国の状況を考えると、日本では例年より 2 カ月ほど早い 11～12 月に流行する恐れもある。

冬は新型コロナなどの呼吸器感染症が流行しやすい。特に今冬は過去に打ったワクチンの効果が下がる時期に当たる。浜田氏は「冬に第 8 波が起きる可能性は高く、インフルとの同時流行も考えられる。オミクロン株対応ワクチンの接種を進め、第 7 波での発熱外来や病床の逼迫（ひっぱく）を教訓に医療体制拡充を急ぐべきだ」と訴える。

◇「コロナ収束せず」と WHO　米大統領「終わった」発言に反論

＜共同通信　2022 年 9 月 20 日＞　https://nordot.app/944925113734840320?c=395467418394624 01

世界保健機関（WHO）報道官は 20 日の記者会見で、コロナ感染症の世界的大流行は収束には至っていないとの認識を示し、警戒継続の必要性を改めて訴えた。バイデン米大統領が「（米国では）終わった」と述べたことについて、テドロス事務局長が 14 日に「終わりが視野には入ってきたが、まだ到達していない」と明確に語っていると指摘した。

報道官はコロナの死者は今年だけでも 100 万人超で「世界的には依然として深刻な緊急事態」と指摘。WHO として最高度の警告を示す緊急事態宣言の継続の是非については宣言発出後 3 カ月ごとに開かれる緊急委員会で検証されると説明した。

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4bHJcgleplo2H7xY

・都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制等の負荷・感染の状況）についてを更新しました。

＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2YkqNxNkQvr9C8RY

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=u14ckOR1qTPTzBQpY

・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）ページを更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2YkqNxNkQvr9C4RY

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7b0eAydQds7JIHBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第 309 号）

［官報］　令和 4 年 9 月 16 日　特別号外　第 79 号　3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916t00079/20220916t000790003f.html

あらまし

◇予防接種法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇九号）（厚生労働省）

１　六〇歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象とすることとした。（附則第七項関係）

２　この政令は、令和四年九月二〇日から施行することとした。

政令第 309 号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

附　則

この政令は、令和四年九月二十日から施行する。

厚生労働大臣　　加藤　勝信
内閣総理大臣　　岸田　文雄

・<u>予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 131 号）</u>

［官報］　令和４年９月 16 日　特別号外　第 79 号　11～13 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916t00079/20220916t000790011f.html

○厚生労働省令第 131 号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年９月 16 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条　予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第三を次のように改める。

（予防接種実施規則の一部改正）

第二条　予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
附則 （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例） **第六条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。<u>以下</u>同じ。）に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの 二～六（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項<u>、次条及び附則第十条</u>において「初回接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方	**附則** （新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例） **第六条**　法附則第七条第二項の規定により法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する場合における法第七条に規定する厚生労働省令で定める者は、第六条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 一　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。<u>第四号及び第五号並びに次条において</u>同じ。）に係る予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの 二～六（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種） **第七条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（次項及び<u>次条</u>において「初回接種」という。）

法により行うものとする。 一　（略） 二　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、イムエラソメランを含まないものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 三　（略） 四　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法 五　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種、附則第九条第一項に規定する第二期追加接種及び附則第十条第一項に規定する令和四年秋開始接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項、次条及び附則第十条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四（略） ２　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種） **第九条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項及び附則第十条において「第二期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二（略） ２　（略）	は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一　（略） 二　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法 三　（略） 四　一・三ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ－ＣｏＶ－２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものに限る。）を十八日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・二ミリリットルとする方法 五　（略） ２　前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（次条第一項に規定する第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を除く。）を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であって、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種） **第八条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一～四（略） ２　（略） （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第二期追加接種） **第九条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種（次項において「第二期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 一・二（略） ２　（略）

（新型コロナウイルス感染症の予防接種の令和四年秋開始接種） **第十条**　新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の令和四年秋開始接種（次項において「令和四年秋開始接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 （新設） 一　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）（令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、エラソメラン及びイムエラソメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法 の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。 二　コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（ＳＡＲＳ‐ＣｏＶ‐２）（令和四年一月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたもの（附則第七条第一項第四号に掲げるものを除く。）であって、トジナメラン及びリルトジナメランを含むものに限る。）を初回接種、第一期追加接種又は第二期追加接種のうち、被接種者が最後に受けたものの終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法 ２　令和四年秋開始接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、附則第七条第一項各号の注射に相当するものについては、当該接種を初回接種と、附則第八条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種と、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第二期追加接種とみなす。	（新設）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年九月二十日から施行する。

（様式に係る経過措置）

２ この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

・予防接種情報

＜厚生労働省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1YX9Rj1qkm4CLwhY

・モデルナ社のオミクロン株対応２価ワクチンに関する情報を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o0YH5QjlulmoGK0xY

・ファイザー社のオミクロン株対応２価ワクチンに関する情報を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=L8qLaYRpNtUklCa9Y
・新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例の延長について
＜厚生労働省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U7b3FfgVSqlY6FLBY
・新型コロナワクチンについて、オミクロン株対応２価ワクチン接種の説明書を掲載しました。
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=r0oIhPBhvSfH2AE9Y

・新ワクチン接種開始　コロナオミクロン株対応
＜共同通信　2022 年 9 月 20 日＞　https://nordot.app/944760025012731904?c=39546741839462401
・オミクロン型ワクチン接種開始、10 月下旬から職場接種も
＜日経新聞　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA15AHD0V10C22A9000000/
****

[3] 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 292 号）

［官報］　令和4年9月21日　号外　第202号　1～4頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220921/20220921g00202/20220921g002020001f.html

〇厚生労働省告示第 292 号

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十三の六第一項及び第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示を次のように定め、令和四年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。

令和４年９月 21 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する告示

（医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第一条　医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の第一欄に掲げる報告内容に応じ、同表の第二欄に掲げる報告単位を基本として、同表の第三欄に掲げるとおりとする。

報告内容		報告単位	報告方法
（略）	（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 ⑴～⑷　（略） ⑸　急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑹　精神科充実体制加算を算定している	病棟（ロ⑴及びハ（⑴、⑵、⑺及び⑵⑵を除く。）にあっては、病院又は診療所、イ⑵及びロ⑵にあっては、病棟及び病院又は診療所）	（略）

	病院にあっては、その旨 ⑺　（略） ⑻　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０００に掲げる往診料の注１に規定する在宅療養支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）、在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下この⑻において同じ。）又は在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の注１に規定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）のいずれかである病院又は診療所にあっては、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所又は在宅療養後方支援病院のいずれに該当するかの別並びに病院又は診療所及び病院又は診療所以外における看取り数 ⑼～⑵⑵		
	四　（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

公表内容		公表単位
（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項 （略）	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 ⑴～⑷　（略） ⑸　急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑹　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑺　（略） ⑻　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０００に掲げる往診料の注１に規定する在宅療養支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）、在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号Ｂ００４に掲	病棟（ロ⑴及びハ（⑴、⑵、⑺及び⑵⑵を除く。）にあつては、病院又は診療所、イ⑵及びロ⑵にあつては、病棟及び病院又は診療所）

	げる退院時共同指導料１に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下この⑻において同じ。）又は在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の注１に規定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）のいずれかである病院又は診療所にあっては、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所又は在宅療養後方支援病院のいずれに該当するかの別並びに病院又は診療所及び病院又は診療所以外における看取り数 ⑼～⑵⑵　（略）	
	四　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
公表内容		公表単位
（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項 （略）	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 ⑴～⑷　（略） ⑸　急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑹　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑺　（略） ⑻　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０００に掲げる往診料の注１に規定する在宅療養支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）、在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下この⑻において同じ。）又は在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の注１に規定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）のいずれかである病院又は診療所にあっては、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所又は在宅療養後方支援病院のいずれに該当するかの別並びに病院又は診療所及び病院	病棟（ロ⑴及びハ（⑴、⑵、⑺及び⑵⑵を除く。）にあつては、病院又は診療所、イ⑵及びロ⑵にあつては、病棟及び病院又は診療所）

	又は診療所以外における看取り数 ⑼～(22)　（略）	
	四　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
公表内容		公表単位
（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項 （略）	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 ⑴～⑷　（略） ⑸　急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑹　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑺　（略） ⑻　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０００に掲げる往診料の注１に規定する在宅療養支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）、在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下この⑻において同じ。）又は在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の注１に規定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）のいずれかである病院又は診療所にあっては、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所又は在宅療養後方支援病院のいずれに該当するかの別並びに病院又は診療所及び病院又は診療所以外における看取り数 ⑼～(22)　（略）	病棟（ロ⑴及びハ（⑴、⑵、⑺及び(22)を除く。）にあつては、病院又は診療所、イ⑵及びロ⑵にあつては、病棟及び病院又は診療所）
	四　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第二条　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に隴る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

公表内容		公表単位
（略）	（略）	（略）
構造設備及び人員の配置その他必要な事項 （略）	三　病床数、人員の配置、医療機器等 イ・ロ　（略） ハ　医療機器等 ⑴～⑷　（略） ⑸　急性期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑹　精神科充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨 ⑺　（略） ⑻　在宅療養支援病院（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）の区分番号Ｃ０００に掲げる往診料の注１に規定する在宅療養支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）、在宅療養支援診療所（医科点数表の区分番号Ｂ００４に掲げる退院時共同指導料１に規定する在宅療養支援診療所をいう。以下この⑻において同じ。）又は在宅療養後方支援病院（医科点数表の区分番号Ｃ０１２に掲げる在宅患者共同診療料の注１に規定する在宅療養後方支援病院をいう。以下この⑻において同じ。）のいずれかである病院又は診療所にあっては、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所又は在宅療養後方支援病院のいずれに該当するかの別並びに病院又は診療所及び病院又は診療所以外における看取り数 ⑼～(22)　（略）	病棟（ロ⑴及びハ（⑴、⑵、⑺及び(22)を除く。）にあつては、病院又は診療所、イ⑵及びロ⑵にあつては、病棟及び病院又は診療所）
	四　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」」

****

［4］ *健康安全*

◇有料喫煙所は喫煙所難民の救世主になり得るか？「吸う場所にもお金がかかる」問題への様々な意見

＜マネーポスト web　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.moneypost.jp/948621

2020 年 4 月に施行された改正健康増進法の施行で、カフェや居酒屋でも全面禁煙の店舗が増えた。そこに新型

コロナウイルスの感染対策で、喫煙所の封鎖・廃止が相次ぎ、行き場をなくした「喫煙所難民」の問題がクローズアップされている。

喫煙者が我慢を強いられる状況が続く中、注目されているのが民間企業によるサブスクリプション形式の「有料喫煙所」の取り組み。レンタル・シェアオフィス事業を手掛ける NUWORKS が、秋葉原のビル内に月額 2200 円の有料喫煙所を設置したことが報じられているが、はたして有料喫煙所は喫煙所難民の救世主になり得るのか。「吸う場所にもお金がかかる」問題について、喫煙者・非喫煙者たちはどう思うのか、話を聞いた。

「税金払っているのに、さらにお金がかかる…」喫煙者の複雑な心境

喫煙者の 40 代男性・A さん（メーカー勤務）は、有料喫煙所は「個人的にはあり」だと考えている。

「喫煙者によって意見が分かれるところですよね。私は吸うなら気持ちよく快適に吸いたいので、“あり”ですね。喫煙所に並んだり、ぎゅうぎゅう詰めになってしまう環境は、快適とは言い難いですから。私は普段、飲食しながら吸うタイプではないので、価格次第では、喫煙可能な喫茶店に行くよりもコスパは良いように思います」（A さん）

そうは言っても、たばこを吸う場所にお金がかかることには、少なからず違和感もあるようだ。

「去年、値上げされてメビウスは 580 円。ただでさえ、たばこを買う時に国や自治体に税金を納めているのに、屋内は原則禁煙などと制限がかかるなか、吸う場所にまでお金がかかるのは、ちょっと複雑な気持ちもあります」（A さん）

民間ではなく国や自治体が有料喫煙所を作るべき

元喫煙者の 30 代男性・B さん（商社勤務）は、そもそも喫煙所は民間ではなく国や自治体が提供するべきだと感じている。

「たばこ税を払っているんだから、国や自治体は、そもそも吸える場所をしっかり提供すべきだと思いますよ。吸える場所をどんどんなくしていくから、路上喫煙する人が増えてしまうわけで……。

無料の喫煙所が理想的でしょうけど、有料でも、24 時間営業のジムみたいに登録したら全国の喫煙所がどこでも使い放題みたいなサービスになれば便利ですよね。そうやって使い勝手の良い喫煙所が増えれば、路上喫煙する人は減るのではないでしょうか。路上喫煙やポイ捨て、歩きたばこをする喫煙者のせいで、ルールを守っている人にまで風当たりがきつくなるのは“とばっちり”ですよね」（B さん）

有料・無料の喫煙所の「棲み分け」が進んでいけばいい

非喫煙者の意見も聞いた。たばこの煙やにおいは「苦手」だという 30 代女性・C さん（印刷会社勤務）は、こう語る。

「正直、たばこのにおいが苦手なので、禁煙や分煙を徹底するところが増えるのはうれしいです。ただ私自身は、喫煙者をそこまで敵視する必要はないと思います。たばこを吸う事自体は個人の自由だし、マナーを守って分煙してくれるのであれば、別に吸ってくれても問題ない。非喫煙者よりも多く税金を払ってくれているわけですしね」（C さん）

喫煙所難民問題の解決策として、有料喫煙所は救世主になり得るのだろうか。

「そもそも有料喫煙所にお金をかけるような人は、日ごろから喫煙所を探して、マナーも守るタイプな気がするんですよね。だから、路上喫煙をするようなマナーの悪い人を減らすためには、基本的には無料の喫煙所を増やすしかないと思う。そのうえで、ビルの中など、場所によって有料の喫煙所を作っていくなど、有料・無料の喫煙所の“棲み分け”が進んでいくとよいのでは」（C さん）

喫煙所の数が減り、肩身の狭い思いをしている喫煙者たち。有料喫煙所の取り組みは、まだ始まったばかりだが、これを機に喫煙所難民たちの意識や行動は変わっていくのか、注視していきたい。

****

[5] ***麻薬・覚醒剤・大麻類***

◇令和五年度産あへんの収納価格を定める件（厚生労働省告示第 289 号）

［官報］ 令和 4 年 9 月 20 日　本紙　第 821 号　5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220920/20220920h00821/20220920h008210005f.html

---

◇令和五年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（厚生労働省告示第 290 号）

［官報］　令和４年９月 20 日　本紙　第 821 号　５頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220920/20220920h00821/20220920h008210005f.html
****
[6] *廃棄物関係*
◇ファミマ、プラ製フォーク提供を原則廃止へ　希望者には代わりに竹箸
＜朝日新聞　2022 年９月 21 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9N6TRMQ9NULFA01Z.html
　コンビニエンスストアのファミリーマートは 21 日、原則として店でプラスチック製フォークを提供するのを 10 月４日からやめると発表した。
　全国の約１万 6600 店で実施する。プラ使用量の削減が狙いで、フォークを希望する顧客には代わりに竹箸を提供する。フォークを希望する障がい者や子ども、海外客らには、これまで通り無料でフォークを提供する。竹箸や自分のカトラリーの利用が進めばプラ使用量は年約 250 トン削減される見込みだという。
　プラ製スプーンの提供は継続する。ファミリーマートでは、持ち手部分に穴をあけてプラ使用量を約 12%削減した軽量化タイプを提供している。
　プラ製品の削減をめぐっては、他のコンビニも植物由来の素材を配合したプラ製スプーンやフォークに切り替えたり、木製スプーンの配布を始めたりしている。
****
[7] *調査、公募、意見募集等*
[公募、意見募集等]
◇令和４年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業）のうち、「水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業」及び「水素利活用機器導入促進及び社会実装支援事業」の二次公募開始について
＜環境省　2022 年９月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/111096_00001.html
---
◇地域脱炭素ネットワーキングイベントの開催及び企業募集について　　11 月 28 日
＜環境省　2022 年９月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00632.html
****
[8] *その他省庁発表*
◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産省告示第 1420～1459 号）
［官報］　令和４年９月 20 日　号外　第 201 号　8～17 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220920/20220920g00201/20220920g002010008f.html
---
◇日本産業規格（経済産業省）
［官報］　令和４年９月 20 日　号外　第 201 号　17 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220920/20220920g00201/20220920g002010017f.html
日本産業規格
　令和４年９月 20 日に下記の日本産業規格を制定及び改正したので、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 19 条の規定に基づき公示する。
　　令和４年９月 20 日　　経済産業大臣　　西村　康稔
改正された日本産業規格
　（日本産業標準調査会審議）
　イソプロピルアルコール（イソプロパノール）　K1522
　メチルエチルケトン　K1524
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://ｗｗｗ.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

・日本産業規格（JIS）を制定・改正しました（2022 年９月分）
＜経済産業省　2022 年９月 20 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220920002/20220920002.html?from=mj
改正された日本産業規格　（日本産業標準調査会審議）

規格名称	規格番号	原案作成団体	問合せ
イソプロピルアルコール（イソプロパノール）	Ｋ１５２２	石油化学工業協会	国際標準課
メチルエチルケトン	Ｋ１５２４	石油化学工業協会	国際標準課

****

[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・第４回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会大麻規制検討小委員会を開催します　　９月 29 日
＜厚生労働省　2022 年９月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=VbD-QVVBxidkCfvHY
　　とりまとめ
・第２回「労働基準法施行規則第 35 条専門検討会」　　９月 22 日
＜厚生労働省　2022 年９月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9aYJzMnoEECb-OhY
ア 労働基準法施行規則第 35 条専門検討会報告書（案）について
イ その他
・中央環境審議会循環型社会部会第 22 回食品リサイクル専門委員会の開催について　　９月 27 日
＜環境省　2022 年９月 20 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00581.html
　　食品リサイクル法に基づく基本方針の一部見直し等について
・「第３回　清涼飲料水に係るＨＡＣＣＰ等に基づく衛生管理に関する評価検討会」を開催します（開催案内）
　　10 月５日
＜厚生労働省　2022 年９月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2YnxSjFmnmIOIcRY
　１　清涼飲料水に係る HACCP 等に基づく衛生管理に関する照会内容の確認
　２　その他
・「第１回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を開催します　　９月 22 日
＜厚生労働省　2022 年９月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-anRahFGvkIuAiRY
　・業界から現状及び課題についてのヒアリング
　・ その他
・電子処方箋モデル事業フォーラムを開催します　　10 月２日
＜厚生労働省　2022 年９月 20 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3Y31TjVimmYKJ4BY
　第1部 電子処方箋モデル事業フォーラム ～電子処方箋から始まる医療DXの推進～ 厚生労働省、日本医師会、
　　日本薬剤師会等による講演
　第２部 住民向けモデル事業説明会
　　電子処方箋モデル事業の説明・質疑応答等
・日本産業標準調査会標準第一部会　第 40 回化学・環境技術専門委員会　　９月 30 日
＜経済産業省　2022 年９月 20 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47366
1. 前回議事録の確認
2. 産業標準制定審議
3. 日本産業規格改正審議
4. 日本産業規格廃止審議
5. その他
・高速炉開発会議　戦略ワーキンググループ（第 19 回）　　９月 26 日

＜経済産業省　2022 年９月 20 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47406
1. 戦略ロードマップについて
・サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたカーボンフットプリントの算定・検証等に関する検討会（第１回）　　９月 22 日
＜経済産業省　2022 年９月 21 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47266
1.　サプライチェーン全体でのカーボンフットプリントの算定・検証等に関する背景と課題
2.　本検討会の目的と進め方
・オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方検討部会（第５回）の開催について【オンライン会議】
　　９月 27 日
＜文部科学省　2022 年９月 20 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agk1ac8xiCr3nkbI
1. オープンサイエンス時代における大学図書館の在り方について
その他
****
[10] *その他*
◇*インフルエンザ、感染症関係*
・サル痘の患者の発生について
＜厚生労働省　2022 年９月 21 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X7r0S19LzC1uA_vNY
発熱、発疹等の症状を示し、サル痘への罹患が疑われた男性１名に関して検査の結果、サル痘の患者と確認されたことが、本日、東京都から報告されました。
我が国では、サル痘は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）において、４類感染症に指定されており、届出義務の対象となっています。
患者に関する情報は、以下のとおりです。

年代	性別	症状	医療機関受診日	居住自治体（居住地）	海外渡航歴	その他
60 代	男性	発熱、頭痛、背部痛、発疹、リンパ節腫脹	９月 20 日	東京都	なし（発症前に海外から日本を訪問中の者との接触歴あり。）	・患者の状態は安定している。 ・現在、東京都内の医療機関において入院中

報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。
医療機関への直接の取材や問い合わせはお控えください。
（別紙：東京都プレスリリース）　https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/000992160.pdf

国民の皆様へのメッセージ
サル痘は、サル痘ウイルスによる急性発疹性疾患です。主にアフリカ大陸に生息するリスなどのげっ歯類が自然宿主とされており、感染した動物に噛まれたり、感染した動物の血液、体液、皮膚病変（発疹部位）との接触による感染が確認されています。主に感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液に触れた場合（性的接触を含む）、患者と近くで対面し、長時間の飛沫にさらされた場合、患者が使用した寝具等に触れた場合等により感染します。これまでアフリカ大陸の流行地域（アフリカ大陸西部から中央部）で主に発生が確認されていましたが、2022 年５月以降海外渡航歴のないサル痘患者が欧米等を中心に世界各国で確認されています。
サル痘の潜伏期間は７～14 日（最大５～21 日）とされており、潜伏期間の後、発熱、頭痛、リンパ節腫脹、筋肉痛などの症状が０～５日続き、発熱１～３日後に発疹が出現、発症から２～４週間で治癒するとされています。
発熱、発疹等、体調に異常がある場合には身近な医療機関に相談するとともに、手指消毒等の基本的な感染対策

を行ってください。
海外からの帰国者は、体調に異常がある場合は、到着した空港等の検疫ブースで検疫官に申し出てください。帰国後に症状が認められた場合は、医療機関を受診し、海外への渡航歴を告げてください。
なお、海外では、サル痘の予防に対しては、天然痘ワクチンが有効であるとの報告がなされており、ウイルスへの曝露後４日以内の接種で感染予防効果が、曝露後４～14 日以内の接種で重症化予防効果があるとされています。国内で承認されている天然痘ワクチンについては、令和４年８月２日にサル痘の予防への適応が追加で承認されたところであり、国内において、接触者の方に対して必要に応じて投与するための臨床研究体制を構築しています。

・フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220920_2.html
・米国からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について
＜農林水産省　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220920.html

---

・ウガンダでエボラ熱流行　1 人発症、8 人感染疑い
＜共同通信　2022 年 9 月 20 日＞　https://nordot.app/944913409061584896?c=39546741839462401
　ウガンダの保健当局は 20 日、中央部ムベンデ県で 19 日に 1 人のエボラ出血熱の発症を確認、他に 8 人の感染疑い例があるとしてエボラ熱の流行を宣言した。ロイター通信が伝えた。
　発症は 24 歳の男性。高熱や吐血などの症状が出た後に死亡した。当初はマラリアの疑いで治療を受けていたという。
　エボラ熱を巡ってはコンゴ（旧ザイール）東部で 2018 年 8 月から 20 年 6 月にかけて、2200 人以上が死亡する流行が発生。この際は隣国のウガンダにまで被害が広がった。

◇その他
・地球上のアリは２京匹　最新研究
＜ＡＦＰ＝時事　2022 年 9 月 20 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=20220920043520a&g=afp
　地球上のアリの数は少なくとも２京（京は１兆の１万倍）匹とする最新推定が１９日、米科学アカデミー紀要（ＰＮＡＳ）に掲載された研究論文で示された。実際の生息数はさらに多い可能性があるという。
　アリの生息数を知ることは、生息地における気候変動などによる影響を把握するために意義がある。植物の種子を運んだり、他の生物の宿主になったり、 捕食したりされたりと、アリは生態系の中で重要な役割を果たしている。
　これまでにも生息数を推計する試みはあったが、いずれの研究でもはるかに少ない試算結果しか示されてこなかった。
　今回の研究では、さまざまな場所でアリの個体数を調査した４６５本の論文を分析した。ただし、調査はこれまで全大陸で実施されてきたが、中央アフリカやアジアではデータが極めて少ないか、皆無だった。
　研究チームはこのため「実際のアリの個体数は（推定を）大幅に上回っている可能性がある」と指摘。「（データの）空白部分を埋めることが極めて重要」としている。
　地球上で確認されているアリの種と亜種は１万５７００種を超えるが、まだ見つかっていない種も同程度に上るとみられている。
　確認されている種のほぼ３分の２は、熱帯雨林かサバンナにのみ生息する。今後、アリの生息密度に影響を与える環境要因についても研究が進められる予定。
　今回示された推定に基づくと、地球上のアリの総重量（生物量）は炭素ベースで１２００万トンとなる。野生の鳥類と哺乳類を合わせた量より多く、人間の総重量の２０％に相当する。
****
[付録]

◇オナラの“ゆで卵みたい”なにおいの原因は? 腸内ガスのくわしい成分オナラの“ゆで卵みたい”なにおいの原因は? 腸内ガスのくわしい成分

＜PHP オンライン衆知　2022 年 9 月 20 日＞　https://shuchi.php.co.jp/article/9510

ウンチやオナラはなぜ臭いのか? その原因は、体内に存在する成分によるものだそう。東京大学非常勤講師の左巻健男氏が詳しく解説します。

※本稿は、左巻健男著『面白くて眠れなくなるウンチ学』(PHP 研究所)より、内容を一部を抜粋・編集したものです。

ウンチのにおいのもとインドール、スカトールはどんなガス?

タンパク質が大腸内の細菌によって分解されると悪臭を放ちます。それが、インドールやスカトール、硫化水素、アミンなどです。これらは、オナラのにおいとも関係しています。

インドールとスカトールは、タンパク質を構成する必須アミノ酸の一つ、トリプトファンが細菌によって分解されることでつくられます。トリプトファンは、乳製品や大豆製品、卵黄、ナッツ類、バナナなどに多く含まれています。

インドールは室温では大便臭のする固体の物質です。ところがうすめて低濃度にした場合は芳香があり、オレンジやジャスミンなど多くの花の香りの成分でもあります。

実際、香水に使われる天然ジャスミン油は約 2.5 パーセントのインドールを含みます。香水や香料には合成インドールが使われています。

スカトールは、ギリシア語でウンチを意味する「スカト skato」から命名されました。化学式を見るとインドールと似ていて、違いはメチル基（-CH3）が付いていることです。

スカトールも、ウンチ臭のもとですが、うすめるとジャスミンの香りになります。インドール同様、香水や香料に使われています。

硫化水素は、硫黄原子に水素原子が 2 つ結びついてできています。有毒な気体で、卵が腐ったにおいといわれます。卵が腐るのを経験するのはあまりないことから、「固ゆで卵の殻を割ったときに感じるにおい」のほうがわかりやすいと思います。

オナラの成分

腸に入りこんでくるガス＋腸内で発生するガスと、腸壁から体内に吸収されて血液循環に乗っていくガス＋オナラとして排出されるガスの量はバランスがとれています。

このバランスが正常なら、約 200 ミリリットル（コップ 1 杯分）程度の腸内ガスがたまります。オナラは、腸内ガスの一部が肛門から外に排出されたものです。ところでオナラには、なんと約 400 種の成分が含まれています。

オナラの成分で最も多いのは、飲み込まれた空気中の窒素で、60～70 パーセントを占めます。次いで、水素が 10～20 パーセント、二酸化炭素が約 10 パーセントです。その他、酸素、メタン、アンモニア、硫化水素、スカトール、インドール、脂肪酸、揮発性のアミンなどが含まれます。

またも出てきた硫化水素、スカトール、インドールですが、これらはウンチ臭の原因でもあり、オナラ臭の原因でもあります。他に、においがある物質は、アンモニア、脂肪酸、揮発性のアミンです。これらも実はうんち臭の原因でもあります。

ただし、アンモニア、硫化水素、スカトール、インドール、脂肪酸、揮発性のアミンは、オナラ全体の約 1 パーセントを占めるにすぎません。含まれる量は少ないのに、強いにおいを持っているのです。

オナラの量は食べ物や体調によっても異なりますが、1 回で数ミリリットルから 150 ミリリットルほど、1 日で約 400 ミリリットル～2 リットル出るといわれています。

腸内ガスができる道筋

まず食べ物と一緒に空気が口から飲み込まれます。乾燥空気の主成分は、体積比で、窒素 78 パーセント、酸素 21 パーセント、その他 1 パーセントです。唾液を 1 回飲みこむと、同時に 2～4 ミリリットルの空気が飲みこまれることになります。

飲みこんだ空気のうち、酸素は小腸までで反応・吸収されて、大腸ではわずかになります。また、腸壁の毛細血管中の血液に溶けこんでいた気体（酸素や二酸化炭素など）が、腸内に拡散することもあります。

もう 1 つ腸内ガスの重要な供給源が腸内細菌の代謝（体内で起こる化学反応）です。細菌たちは、生きるための

エネルギーを取り出したり、体をつくったりするときに、栄養分を取り入れて不要物を外に出しています。そのときに出されるガスも、腸内のガスの成分になります。
とくに大腸には、莫大な数の細菌がいて、その種類ごとに集団を形成しながらすみついています。この集団のことを腸内細菌叢（叢＝草むら）あるいは腸内フローラ（フローラ＝お花畑）と呼びます。
こうして、飲みこんだ空気や腸壁の毛細血管からの拡散ガス、腸内フローラによってつくられた様々な気体によって、腸内ガスがつくられています。
腸内ガスの大部分は、腸壁から体内に吸収されて血液循環に乗って、体内の細胞に運ばれます。そこで消費されなかったものは、肺から呼吸によって排出されます。
ゲップやオナラとして排出されるのは、腸内ガスのわずか 10 パーセントに満たない量です。
「オナラのにおいを改善する薬の開発」を提案したベンジャミン・フランクリン
昔から、オナラを出すことは、日常的なことであるにもかかわらず、上品な社会では歓迎されることがほとんどありませんでした。
2 世紀前、「アメリカ建国の父」の 1 人と称されたベンジャミン・フランクリンは、1781 年のエッセイでオナラについて述べています。フランクリンは、科学者であり、政治家でもありました。私たちが知っている彼の最も偉大な成果は、たこ揚げの実験から雷の正体が電気現象だということを見いだしたことでしょう。
このエッセイは、フランクリンによる「オナラについての王立アカデミーへの手紙」と呼ばれています。ブリュッセル王立アカデミーは、当時、最も尊敬される科学団体の 1 つでした。
「私たちがいつもどおりの食事をして消化されると、人間のおなかの中で大量の腸内ガスが発生することは広く知られている。このガスをまき散らし、その悪臭を漂わせることは、周囲の人に失礼な行為である。だから、育ちの良い人たちはこのような無礼をしないようにと、このガスを出すという自然現象を無理矢理抑えている。
自然現象に逆らって抑えるので、とても苦痛を伴うことが多いが、それだけでなく、慢性腸炎、脱腸、鼓腸症の遠因となり、しばしば体調を崩すことになるし、時には命も危うくなる」
「どうして王立アカデミーは私たちのオナラのにおいをどうすれば良くなるかを理解することに全く努力を払わないのですか?」
そして、「懸賞問題」を出して競わせるべきだとブリュッセル王立アカデミーにすすめています。
この懸賞問題の究極のねらいは、「安全かつ不快感を与えず、ふつうの食品や、ソースに混ぜることができ、体から自然に発生するガスを不快なものでなくするのみならず、香水のような心地良いものにする薬の開発」でした。
このエッセイは、フランクリンが、「王立アカデミーが通常研究した哲学的問題は、オナラをするほどの価値がない」ことを指摘するための大いなる皮肉でした。
********** 以上 **********